医政発 0331 第 74 号 令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本診療放射線技師会会長 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

2 文科高第 1340 号 医政発 0331 第 73 号 令和 3 年 3 月 31 日

各国公私立大学長 各都道府県知事

文部科学省高等教育局長 (公印省略)

厚生労働省医政局長(公印省略)

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省・厚生労働省令第1号)については、別紙のとおり令和3年3月31日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村(特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

### 1、改正の趣旨

診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第4号。 以下「指定規則」という。)第2条においては、文部科学大臣又は都道府県知 事が指定を行う診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 20 条第1号 に規定する学校又は診療放射線技師養成所(以下「養成施設」という。)の指 定に係る基準について定めており、別表第1に掲げる教育内容を行うもので あることや一定数以上の専任教員を有するものであること等を定めている。

今般、診療放射線技師を取り巻く環境の変化に対応するため、「診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、診療放射線技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和元年 11 月に報告書が取りまとめられた。

当該報告書においては、

- ・ 指定規則別表第1に掲げる教育内容の見直しを行うとともに、総単位数 を現行の95単位から102単位に引き上げること
- ・ 病院等において行う臨床実習の単位数を8単位以上から10単位以上に引き上げること
- ・ 指定規則第2条第4号及び第5号に定める必要な専任教員の数について、 総単位数の引き上げに伴ってそれぞれ1名ずつ追加すること

等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を 行った。

# 2、改正の概要

指定規則別表第1に掲げる教育内容及び単位数を以下のとおり改正した(※下線部分が変更点。)。

	改正前	
	教育内容	単位数
基	科学的思考の基盤	14
礎	人間と生活	
分		
野		
専	人体の構造と機能	13
門	及び疾病の成り立	
基	5	
礎	保健医療福祉にお	18
分	ける理工学的基礎	
野	並びに放射線の科	
	学及び技術	
専	診療画像技術学	<u>17</u>
門		
分	核医学検査技術学	6
野	放射線治療技術学	6
	医用画像情報学	6
	放射線安全管理学	4
	医療安全管理学	1
	(新設)	
	臨床実習	<u>10</u>
	合計	<u>95</u>

	改正後			
	教育内容	単位数		
基	科学的思考の基盤	14		
礎	人間と生活			
分				
野				
専	人体の構造と機能	13		
門	及び疾病の成り立			
基	ち			
礎	保健医療福祉にお	18		
分	ける理工学的基礎			
野	並びに放射線の科			
	学及び技術			
専	診療画像技術学 <u>·臨</u>	<u>18</u>		
門	床画像学			
分	核医学検査技術学	6		
野	放射線治療技術学	7		
	医療画像情報学	6		
	放射線安全管理学	4		
	医療安全管理学	2		
	実践臨床画像学	2		
	臨床実習	<u>12</u>		
	合計	<u>102</u>		

別表第1の備考4を改正し、病院等において行う臨床実習の単位数を現行の「8単位以上」から「10単位以上」に引き上げた。

指定規則第2条第4号を改正し、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「診療放射線技師等」という。)である専任教員の必要数を「6人以上(ただし、養成施設の設置年度は4人以上、その翌年度は5人以上)」から「7人以上(ただし、養成施設の設置年度は5人以上、その翌年度は6人以上)」に引き上げた。

指定規則第2条第5号を改正し、診療放射線技師等である専任教員のうち5年以上の業務経験を有する診療放射線技師である者の必要数を「3人以上(ただし、養成施設の設置年度は1人以上、その翌年度は2人以上)」から「4人以上(ただし、養成施設の設置年度は2人以上、その翌年度は3人以上)」に引き上げた。

その他所要の改正を行った。

## 3、施行期日

令和3年4月1日

以上

0

D

0

〇科学技術基本法等の一部を改正する

〇沖縄振興特別措置法第六十六条第五

(内閣府・経済産業一)

項の規定により読み替えて適用され

る中小企業等経営強化法第十四条第

一項に規定する経営革新計画の承認

政 仓

〇中小企業等経営強化法第三十一条第

する命令(同二)

の申請等に関する命令の一部を改正

〇公害健康被害の補償等に関する法律 〇電気事業者による再生可能エネル 施行令の一部を改正する政令(七四) ギー電気の調達に関する特別措置法 施行令の一部を改正する政令(七三)

# 仓

〇内閣府聴聞手続規則の一部を改正す 〇公共施設等運営権登録令施行規則の る内閣府令(内閣府一八)

〇個人情報保護委員会事務局組織規則 の一部を改正する内閣府令(同二一) 正する内閣府令(同二〇)

日

の一部を改正する命令 式会社商工組合中央金庫法施行規則

1

(内閣府・財務・経済産業三)

蒫

〇特定目的信託財産の計算に関する規

則等の一部を改正する内閣府令 同二

令和3年3月31

(府令・省令)

〇沖縄総合事務局組織規則の一部を改 一部を改正する内閣府令(同一九)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株

水曜日

= 5

Ħ

(復興庁一)

〇東日本大震災復興特別区域法施行規 規則の一部を改正する庁令 則及び福島復興再生特別措置法施行

# 〔復興庁令・省令〕

哭

〇国土交通省関係福島復興再生特別措 命令の一部を改正する命令 を受ける産業復興再生事業を定める 置法第六十一条第三項に規定する省 令の特例に関する措置及びその適用

(復興庁・国土交通一)

盁

仓

箵

○郵便法施行規則の一部を改正する省 令 (総務二九

杂

〇地方公共団体金融機構の財務及び会 令 計に関する省令の一部を改正する省 (同三〇)

卆

する省令(同一七)

70

三ページに掲載されています。 本日公布された法令の「あらまし」

に関する法律施行規則の一部を改正

贶

部を改正する命令(同三)

(復興庁令)

を行う者の認定等に関する命令の

| 項に規定する経営革新等支援業務

○財務省聴聞手続規則の一 る省令(財務一一)

〇戦傷病者等の妻に対する特別給付金 〇容器包装に係る分別収集及び再商品 令の一部を改正する省令(同一二) 化の促進等に関する法律施行規則の 行する国債の発行交付等に関する省 支給法第四条第二項の規定により発

産業・環境一) (財務・厚生労働・農林水産・経済

〇学校教育法施行規則等の一部を改正 〇特定先端大型研究施設の共用の促進 〇科学技術・学術政策研究所組織規則 〇国立教育政策研究所組織規則の一部 を改正する省令(同一六) の一部を改正する省令(同一五) する省令 (文部科学一四)

亖

〇経済産業省関係総合特別区域法第五 係る省令の特例に関する措置を定め る命令の一部を改正する命令 十三条に規定する政令等規制事業に 

引事業の促進による地域の成長発展 引事業に関する省令及び地域経済牽 る省令の一部を改正する省令 に規定する承認連携支援事業に関す の基盤強化に関する法律第三十三条 第十八条に規定する承認地域経済牽

〇臨床検査技師学校養成所指定規則の

〇法務省聴聞規則の一部を改正する省 令 (法務一八) 産・経済産業・国土交通・環境二) (総務・財務・厚生労働・農林水

〇司法試験法施行規則の一部を改正す る省令 (同一九)

〇国立研究開発法人日本原子力研究開

発機構の業務運営に関する命令の一

一部を改正する省令

〇国民健康保険の事務費負担金等の交 改正する省令 (同六五) 付額等の算定に関する省令の一部を

〇国民健康保険の調整交付金等の交付 する省令 (同六六) 額の算定に関する省令の一部を改正

 $\equiv$ 

〇国民年金法施行規則等の一部を改正 吾

する省令 (同六七)

(以下次のページへ続く)

は

亖

〇令和二年度から令和六年度までにお を改正する省令(総務・財務一) ものとする金額を定める省令の一部 十四条の規定により国に帰属させる ける地方公共団体金融機構法附則第

흥

〇美術品の美術館における公開の促進

令の整備に関する省令(同一八) 法律の施行に伴う文部科学省関係省

蓋

に関する法律施行規則の一部を改正

〇診療放射線技師学校養成所指定規則

する省令(同一九)

兲

の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働一)

틍

〇地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化に関する法律

0

〇国立研究開発法人日本原子力研究開

発機構の財務及び会計等に関する省

○歯科技工士学校養成所指定規則の

一部を改正する省令(同二)

≣

部を改正する省令(同三)

닖

즛

令の一部を改正する省令

(文部科学・経済産業一)

풒

部を改正す

≡

部を改正する命令

〇戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (文部科学·経済産業·原子力規制

支給法施行規則の一部を改正する省 令 (厚生労働六四)

霻

〇厚生労働省令第一号

診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第七条第一項の規定に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和三年三月三十一日

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

第二条 今第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする (指定基準) 学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては六人 技師等」という。)である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の 上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「診療放射線 学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以 とすることができる。 数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する (一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数) 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人(一 改 正 後

五 診療放射線技師等である専任教員のうち四人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第 以上の診療放射線技師」という。)であること。 ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師 にあつては三人とすることができる。 である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度 二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師(以下この号において「業務経験五年

別表第一(第二条関係)

	1			
	教育	内	容	単位数
基礎分野	略			(略)
専門基礎分野	略			(略)
専門分野	診療画像技術学・	デ・臨床画像学	学	九
	核医学検査技術学	術学		
	放射線治療技術学	術学		七
	医凝画像情報学	学		<u> </u>

(指定基準)

第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

改

Œ

前

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 文部科学大臣

田村 意久 萩生田光

**〜三 (略)** 

とすることができる。 学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人 数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する 技師等」という。)である専任教員であること。 ただし、診療放射線技師等である専任教員の 上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「診療放射線 学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち六人(一 (一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)

五 診療放射線技師等である専任教員のうち三人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第 以上の診療放射線技師」という。)であること。 ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師 二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師(以下この号において「業務経験五年 にあつては二人とすることができる。 である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度

六~十三

別表第一(第二条関係)

専門分野	専門基礎分野	基礎分野	•
医用画像情報学 放射線治療技術学 核医学検査技術学	線の科学及び技術 保健医療福祉にお	科学的思考の基盤	教育
学学	線の科学及び技術保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	盘盤	内容
	放射	}	
カ カ	ナ <u>ナ</u> 八 三	十四	単位数

第一条 この省令は、

令和三年四月一日から施行する

(号外第 74 号)

i		
	合	臨床実習 - 実践臨床画像学 医療安全管理学 放射線安全管理学
	**************************************	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	直	<u>+</u>  - - @
	合	臨床実習 (新設) (新設)
	1	省 全管理学 安全管理学

新 計 (新 数)

--|四

九十五

<u>:</u> 略)

基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十五単位以上)であるときは、この表の教育内容ご との単位数によらないことができる。 十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習

臨床実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 の単位数によらないことができる。 基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上)であるときは、この表の教育内容ごと 十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門

臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと、

第二条 この省令の施行の際現に診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師法施理 令(昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「令」という。)第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所がこの省令による改正後の診療放射線技師学校 養成所指定規則(以下「新規則」という。)第二条第四号の規定により有すべき診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず

第三条 この省令の施行の原現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び令第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成| が新規則第二条第五号の規定により有すべき免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を至として行った診療放射線技師である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和互 年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 第四条 - この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、 則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 新規

第五条 新規則別表第一に定める教育の内容について、令第七条第一項の指定又は令第九条第一項(令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の変更の承認を受けよう とするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生する。 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、 **令第七条第一項又は令第九条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる** 

〇厚生労働省令第二号

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める. **令和三年三月三十一日** 

臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省合

文部科学大臣 萩生田光

厚生労働大臣 田村 憲人

(傍線部分は改正部分)

第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 ÷ (指定基準) 略 改 正 後 第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) (指定基準) 改 正 前